# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 3 1 年 4 月 2 4 日現在

機関番号: 27101

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2017~2018 課題番号: 17H07042

研究課題名(和文)国家の任務及び課題に関する憲法理論の構築

研究課題名(英文)Constitutional theory on the state tasks

#### 研究代表者

石塚 壮太郎(Ishizuka, Sotaro)

北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号:90805061

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、憲法が国家の目標を宣言することの意味として、国家目標に関わる政策の実現機能および基本権制約機能があることを明らかにした。さらに、国家目標規定と基本権との狭間にある社会権の構造を明らかにした。何が国家固有の責任領域に含まれるかを検討するに当たっては、国家学にみられる伝統的な国家の任務に関する議論を参照し、また各国の憲法実践において何が憲法上国家の課題とされうるのかを参照して検討を行った。国家目標規定論を中心に、国家の任務及び課題に関する憲法理論が整理され、制限規範としての憲法という、従来の憲法の基本コンセプトに、動因としての憲法という新しい側面が追加され、基本パラダイムが修正された。

研究成果の学術的意義や社会的意義 近時、憲法の教科書でも、国家目標(規定)を取り上げるものがあるが、これまで国家の目標に関する包括的な研究はなかった。ドイツ憲法学における国家目標規定のあり方を検討することで、例えば日本における社会権や環境権の議論では回収しきれない、公衆衛生や自然環境といった個人の権利に還元できない利益を国家目標規定として再構成することができるようになり、見落とされてきた論点にも光を当てることができるようになった。また、社会保障や環境保護、文化促進などを取り扱う点で、憲法のフロンティアを拡張する際にも用いることができる、ヨリ広い領分を含みうる憲法理論を構築することができた。

研究成果の概要(英文): In this research, it is clarified that there is the function realizing the policy concerning the national goals and the function constraining fundamental right as the meaning of national goals in the constitution. In addition, the structure of social rights between the national goal and the fundamental rights is also clarified. I researched what is included in the state responsibility area and what can be considered as state tasks in the constitutional practice of each country, referring to the debate on traditional national duties found in the state theory. The study was conducted with reference to Constitutional theories concerning the tasks and issues of the state, focusing on the national goals, and a new aspect of the constitution as the driving force was added to the basic concept of the conventional constitution of the constitution as the restriction norm, and the basic paradigm was revised.

研究分野: 公法学

キーワード: 国家目標規定 国家目的 公法学 憲法 ドイツ基本法 公共の福祉 社会国家 環境保護

## 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

### 1.研究開始当初の背景

ドイツ憲法学における国家目標規定のあり方を検討することで、例えば日本における社会権や環境権の議論では回収しきれない、公衆衛生や自然環境といった個人の権利に還元できない利益を国家目標規定として再構成することができるようになり、見落とされてきた論点にも光を当てることができるのではないか。また、社会保障や環境保護、文化促進などを取り扱う点で、より広い領分を含みうると考えた。当時、憲法の教科書でも、国家目標(規定)を取り上げるものがあったが(大石眞『憲法講義 [第3版]』[2014年]8頁、新井誠ほか著『憲法総論・統治』[2016年]9頁)これまでこれに関する包括的な研究はなかった。

近年国家は、民営化等を通じて、国家が担ってきた任務や課題の解決から撤退を始めている。これまで憲法学は「国家からの自由」を重視してきたが、それでは「国家活動の過少」を食い止めることはできない。この問題に取り組むには、国家が、憲法上どのような任務を負っていて、どのような課題に取り組むべきなのかについて、正面から捉える必要がある。つまり、憲法が、国家にどのような任務を課し、どのような課題を設定しているのかという問題である。憲法で決められている以上、国家はそこから完全に逃避することはできない。

## 2.研究の目的

ドイツでは、この問題は、国家目標規定の問題として論じられている。国家目標規定とは、一定の目標の追及を国家に義務づける憲法規定のことである。国家は、公共の福祉という題目の下、任意に設定された様々な目標を追求することができるが、憲法で目標が設定されている場合には、その目標の追及を義務づけられ、各国家機関(立法府・行政府・裁判所)は、それぞれの権限に基づいて、目標を実現しなければならない。ドイツでは、例えば、国内および対外的安全、社会保障や環境・動物保護が、憲法上の国家目標だと考えられている。連邦憲法裁判所によれば、文化の保護・促進も、憲法上の国家目標である。

本研究の目的は、ドイツ憲法学における国家目標規定の全容を明らかにし、類似の議論との関係を解明することで、「国家の任務及び課題に関する憲法理論」を構築することにある。国家の撤退が叫ばれる今課題となるのは、国家の過剰(国民の権利・自由の侵害)ではなく、むしろ国家の過少・撤退(例えば社会保障の切り下げ)である。国家目標規定と同様の議論構造を持つ他の議論との関係を明らかにし、国家の任務及び課題に関する憲法理論を構築する。国家の不作為に対する憲法的統制の議論構造を解明することで、国家の怠慢とそれに対する対処方法が「見える化」し、国家に対する憲法の統制量が倍増することが期待される。

#### 3.研究の方法

国家の課題や任務を正面から取り扱うドイツ憲法に見られる、国家目標規定という規範カテゴリーを分析に用いて、伝統的・普遍的に見られる国家の任務や課題が、憲法上どのように表現され、それがどのような法的効果を持つのかを明らかにする。

まず、これまでの日独における業績の結節点となる「国家目標規定」の全体及び個別テーマ について、ドイツの議論をベースにして明らかにする。

次に、国家の任務や課題に関する、従来の憲法の議論(基本権保護義務論や保障国家論)を、 詳細に分析・整理し、国家目標規定論との関係性を明らかにし、国家の任務や課題に関する憲 法理論を構築する。

### 4. 研究成果

本研究で、憲法が国家の目標を宣言することの意味(国家目標規定の法的効果)として、国家目標に関わる政策の実現機能および基本権制約機能があること、そして国家目標規定と基本権との狭間にある社会権の構造を明らかにした。何が国家固有の責任領域に含まれるかを検討するに当たっては、国家学にみられる伝統的な国家の任務に関する議論を参照し、また各国の憲法実践において何が憲法上国家の課題とされうるのかを参照して検討を行った。

平成 29 年度の主な課題は、憲法がどのような任務を負っているかについて、従来の議論を踏まえて、どのような道筋でこれを考えるかを確かなものにすることにあった。従来の議論では、憲法解釈の視点と憲法政策の視点が混同されていることが多々見受けられた。そこで、まず両者を判然と区別したうえで、厳格な作法の下、例外的に両者の間で視線を往復させることに大いに意味があることも同時に示した。その上で、日本国憲法やドイツ基本法(および州の諸憲法)アメリカ連邦憲法を例にして、どのような議論を展開できるかを試論した。これにより、総論的テーマの検討の大部分は果たしたといってよい。

さらに、安全や文化、健康といった国家目標の各論的テーマも、それぞれドイツの事件を素材に、別々の論文で、ある程度先取り的に論じることができた。古典的な国家目標とされる安全については、その確保が、テロ対策において市民の自由と衝突する場面について論じ、各論的考察を深めることができた。文化の促進については、ヒップホップ音楽において用いられるサンプリング行為が、芸術の自由により保護されるものの、著作(隣接)権と衝突する場面で、連邦憲法裁判所が、ヒップホップ音楽の発展という文化全体の利益を持ち出して、著作隣接権に対する制約を認めた事例を紹介した。健康については、死に至る病にかかった患者の、通常の保険診療として認められない高額な保険給付請求が、憲法上、一定条件下で認められた事案を検討し、ドイツ憲法における健康利益の位置価の高さを確認した。

平成30年度は、憲法が国家にどのような任務または課題を設定しているのかについて検討を 加えるものである。本年度は、社会保障、安全、情報の流通等にかかわる国家の任務について 検討した。第一に、社会保障については、その核心部分である生活保護が主観的権利を持って 憲法上保障されていることを確認し、その権利の構造について検討した。それは、次のような ものである。いわゆる「生存権」(憲法25条1項)は、従来的理解とは異なり、一定の構造を 持つ「枠組的権利」であり、立法者が生存権を法律によって具体化する際には、憲法上の枠組 みとして観念される社会扶助法上の基本的諸原則が遵守されなければならない。具体的には、 主観的権利原則、需要充足原則、個別化原則などである。以上の検討から、憲法は、国家に様々 な任務を課しているけれども、その形態は一様ではなく、部分的には、国民に主観的権利を付 与することによって、その遂行がよりよく実現されるようにしている場合もあることが確認で きた。第二に、安全は、古典的な国家の目的とされ、国家は基本的には「危険防御」によって この目的を達成してきた。しかし、近年では、国際テロリズムの危険が増大していることから、 単なる「危険防御」では事態に対応できず、「リスク予防」へと対応が移行してきている。リス ク予防により、国家による介入は前倒しされることになるが、基本権保障との関係ではデメリ ットも大きい。そこで基本権介入を正当化するものとして持ち出される公共の福祉の内容が「安 全」なのか「安心」なのか、あるいは「安全」という概念が変遷したのかという新たな課題に 直面することになった。第三に、情報の流通についてである。フェイクニュースやオルタナテ ィブファクトがあふれる現代において、国家が正確な情報を提供することが求められることを 確認し、その活動は、中立性原則に基づいて行われなければならないことを示した。

研究を通して、国家目標規定論を中心に、国家の任務及び課題に関する憲法理論が整理され、制限規範としての憲法という、従来の憲法の基本コンセプトに、動因としての憲法という新しい側面が追加され、基本パラダイムが修正された。

### 5. 主な発表論文等

#### 〔雑誌論文〕(計6件)

石塚 壮太郎、政府の広報活動と政党間競争への国家介入の限界、メディア・コミュニケーション、査読無、60 号、2019 年、69-84 頁

石塚 壮太郎、ドイツ憲法判例研究(206)連邦刑事庁による秘密裏の情報収集およびその利用・伝達に課される諸条件: 連邦刑事庁法違憲判決[ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷2016.4.20]、自治研究、査読有、94巻7号、2018年、145-152頁

<u>石塚 壮太郎</u>、「健康権」の法的性質: ニコラウス決定と基本権ドグマーティクの揺らぎ、 法学研究、査読無、91 巻 1 号、2018 年、507-532 頁

石塚 壮太郎、国家目標規定の憲法理論的意義:「憲法理論」との対話/具体化法との接続、 比較憲法学研究、査読有、29号、2017年、139-164頁

ペーター・M・フーバー(<u>石塚 壮太郎</u>訳) 国民発案と憲法裁判権との間の議会制、日本法学、査読有、83 巻 2 号、2017 年、239-265 頁

石塚 壮太郎、ドイツ憲法判例研究(195)レコードサンプリングをめぐる芸術の自由と著作隣接権との調整: サンプリング事件[ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷 2016.5.31 判決]、自治研究、査読有、93 巻 8 号、2017 年、151-158 頁

## [学会発表](計3件)

石塚 壮太郎、ドイツにおけるテロ対策としての電子監視、「市民生活の自由と安全」研究会、 2018 年

石塚 壮太郎、枠組的権利としての生存権、憲法理論研究会、2018年

石塚 壮太郎、テロ防止のための情報取得および利用に課される諸条件、ドイツ憲法判例研究会、2018 年

### 〔図書〕(計5件)

石塚 壮太郎 他、弘文堂、図録 日本国憲法、2018年、139(120-123頁)

石塚 壮太郎 他、信山社、ドイツの憲法判例 、2018年、520 (224-227頁)

石塚 壮太郎 他、信山社、メディア法研究【創刊第1号】、2018年、208(187-192頁)

石塚 壮太郎 他、信山社、憲法学の創造的展開 上巻(戸波江二先生古稀記念) 2017年、

790 (651-676 頁)

<u>石塚 壮太郎</u> 他、弘文堂、変容するテロリズムと法:各国における 自由と安全 法制の動向、2017年、516 (180-198頁)

## 〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権類: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

## 〔その他〕

ホームページ等

https://www.kitakyu-u.ac.jp/law/faculty/staff/ishizuka.html

https://researchmap.jp/sishizuka/

## 6.研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

### (2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。